

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の  
旅客運賃及び料金の変更認可申請に係る審議（9回目）

1. 日 時

令和元年7月25日（木） 11：15～11：30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 紺野、原

4. 議事概要

- 事案処理職員から7月23日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可申請事案について、認可することが適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。